

港湾・海岸に関する提言

港湾・海岸の整備等を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、重要港湾・地方港湾等の振興を通じた地域活性化及び国土強靱化の取組を推進すること。
2. 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の生命・財産を守るため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化など港湾・海岸における防災・減災対策を推進するとともに、必要な財政措置を講じること。
3. 港湾施設及び海岸保全施設の老朽化対策については、インフラのストック効果を継続して発揮するため、戦略的な維持管理・更新に係る支援措置を講じること。
4. 養浜事業等の海岸侵食対策事業を推進するため、必要な予算を確保するとともに、海岸侵食対策に係る財政措置及び技術的支援を講じること。
5. 国際コンテナ戦略港湾については、港湾背後への産業集積による創貨、コスト低減・利便性向上、港湾運営会社に対する支援等による競争力強化を推進すること。
また、国際フィーダー輸送を担う地方港湾の機能を強化すること。
6. 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進するとともに、港湾を核とした観光振興に資する取組を推進すること。
7. 港湾へのアクセス道路等の物流基盤施設の整備を推進すること。
8. 大規模災害発生時に生じる瓦礫等を適正に処理することができるよう海面処分場を計画的に整備すること。

9. 都市自治体における漂流・漂着・海底ごみ対策に係る財政措置を充実すること。

また、諸外国による海洋不法投棄を防止するため、関係諸国間において、不法投棄防止対策及び適正な処理方法に関する連携・協力を強化すること。

10. 東日本大震災関係

湾口防波堤及び防潮堤等の海岸保全施設等については、必要な財政措置を講じたうえで早期復旧・復興を実現すること。